

○国立大学法人香川大学情報セキュリティ対策基本方針

令和6年4月1日

(目的)

第1条 国立大学法人香川大学（以下「本学」という。）は、本学の理念及び目標を実現するため、本学で扱う情報及び情報システム（以下「情報資産」という。）を対象に情報セキュリティ対策として必要な事項を定める。

(方針)

第2条 前条の目的を達するため、本学は情報化推進及び情報セキュリティに関する基本規則（以下「基本規則」という。）及びその他情報セキュリティに関する規定等により、次の各号に掲げる対策を行う。

1. 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
2. 情報資産の保護
3. 情報システムや情報サービスの管理・運用
4. 情報セキュリティインシデントへの対処
5. 情報セキュリティ対策の啓発・教育
6. 第1号から第5号を含む情報セキュリティマネジメントの実施

(義務)

第3条 情報資産を利用する者及び運用、管理等の業務に携わる者（以下「利用者等」という。）は、本方針及び基本規則（以下「情報セキュリティポリシー」という。）等に基づき整備された学内規程等を遵守しなければならない。

(罰則等)

第4条 前条の定めに違反した場合の利用者等に対する利用の制限及び罰則については、本学の規程等に定めるところによる。

附 則

- 1 この方針は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この方針の施行により、香川大学情報セキュリティポリシー（基本方針）（平成17年7月8日制定）は、廃止する。